

作成日：1997年10月20日
改訂日：2024年07月01日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称: ショーボンド ネオパテ(W) 主剤
会 社 名: ショーボンドマテリアル株式会社
住 所: 埼玉県川越市芳野台2-8-10
担当部門: 品質保証課
電話番号: 049-225-5611 F A X: 049-225-5616
緊急連絡先: 品質保証課 電話番号: 049-225-5611
整理番号: ネオパテ(W)主剤 -16

推奨用途及び使用上の制限: 工業用、所定の用途以外には使用しないこと

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性:	可燃性固体	分類できない
健康に対する有害性:	急性毒性(吸入:蒸気) 皮膚腐食性／刺激性 眼に対する重篤な損傷／眼刺激性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分4 区分2 区分2A 区分1 区分2 区分1A 区分1B 区分1(呼吸器系) 区分2(中枢神経系 腎臓 呼吸器 肝臓) 区分1(呼吸器 呼吸器系 腎臓) 区分2(神経系 中枢神経系)
環境に対する有害性:	水生環境有害性 短期(急性) 水生環境有害性 長期(慢性)	区分1 区分1
※記載なきGHS分類区分:	区分に該当しない／分類できない	

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

H315 皮膚刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 呼吸器系の障害
H371 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害のおそれ

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、呼吸器系、腎臓の障害
 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、中枢神経系の障害のおそれ
 H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

- 予防策:** 热／火花／裸火／高温のもの のような着火源から遠ざけること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 屋外または換気の良い場所で使用すること。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 取り扱い後はよく手を洗うこと。
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
 粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
環境への放出: 環境への放出を避けること。
対応: 火災の場合には、消火に粉末／炭酸ガス／泡消火器を使用すること。
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。
 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。
 下記の場合は直ちに医師の診断／手当を受けて下さい。
 眼に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。
 漏出物を回収すること。
保管: 容器を密閉し、換気の良い冷暗所で、施錠するなど関係者以外が立ち入れないような管理された場所で保管すること。
廃棄: 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名 (成 分)	官報公示整理番号 化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲(含有量%)
ビスフェノール A 型液状エポキシ樹脂	(7)-1279	25068-38-6	20~30
キシレン	(3)-3,(3)-60	1330-20-7	3.2
エチルベンゼン	(3)-28,(3)-60	100-41-4	5.9
酸化チタン(IV)	(1)-558,(5)-5225	13463-67-7	1~10
二酸化ケイ素	(1)-548	14808-60-7	35~45

4. 応急処置

- 目にに入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合: 布で素早く拭き取り、多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。
- 吸入した場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合: 直ちに水で口をすすぎ、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

二酸化ケイ素	未設定	【粉塵許容濃度】(吸入性 結晶質シリカ)0.03mg/m3	設定あり
		厚生労働大臣が定める濃度の基準 8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
ビスフェノール A 型液状エポキシ樹脂	未設定		未設定
キシレン	未設定		未設定
エチルベンゼン	未設定		未設定
酸化チタン(IV)	未設定		未設定
二酸化ケイ素	未設定		未設定

設備対策 :

換気の悪い場所では局所排気装置等の排気のための装置を設置する。
電気機器は防爆構造とする。
取扱い場所の近くには、洗顔、身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具 :	有機ガス用防毒マスク 送気マスク
手の保護具 :	不浸透性の保護手袋
目の保護具 :	保護メガネ
皮膚及び身体の保護具 :	不浸透性の作業衣および保護具を着用する。

9. 物理的および化学的性質

物理的状態、形状等:	パテ状
色 :	白色
臭い:	溶剤臭
融点／凝固点:	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲:	データなし
可燃性:	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界:	データなし
引火点:	45°C以上
自然発火温度:	データなし
分解温度:	データなし
pH:	データなし
動粘性率:	データなし
溶解度:	データなし
n-オクタノール／水分配係数(log値) :	データなし
蒸気圧:	データなし
密度及び／又は相対密度:	1.4g/cm ³
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	データなし
その他情報:	データなし

10. 安定性および反応性

安定性:	通常の取り扱い条件下では安定である。
反応性:	アミン化合物と穩やかに反応する。
避けるべき条件:	過酸化物との混合、高温での保管、火気。
混触危険物質:	酸化剤、酸類、メルカプタン、塩基等。
危険有害な分解生成物:	燃焼等による一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素

11. 有害性情報

急性毒性: 経口:	急性毒性推定値が 5000mg/kg 超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
経皮:	急性毒性推定値が 5000mg/kg 超のため区分に該当しないとした。

	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
吸入(気体):	GHS 定義による気体ではない。
吸入(蒸気):	急性毒性推定値が 4500ppm のため区分 4 とした。
吸入	データ不足のため分類できない。
(粉じん・ミスト):	
皮膚腐食性／刺激性:	区分 2 の成分合計が 47.826% のため、区分 2 とした。
眼に対する重篤な損傷／眼刺激性:	眼区分 2A の成分合計が 19.34% のため、区分 2A とした。
呼吸器感作性:	データ不足のため分類できない。
皮膚感作性:	区分 1 の成分が 19.34% のため、区分 1 とした。
生殖細胞変異原性:	区分 2 の成分が 5.247% のため、区分 2 とした。
発がん性:	区分 1A の成分が 23.089% のため、区分 1A とした。
生殖毒性:	区分 1B の成分が 9.146% のため、区分 1B とした。
生殖毒性・授乳影響:	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	区分 2(腎臓)の成分が 13.493% のため、区分 2(腎臓)とした。 区分 2(中枢神経系)の成分が 13.493% のため、区分 2(中枢神経系)とした。 区分 1(呼吸器系)の成分が 16.342% のため、区分 1(呼吸器系)とした。 区分 1(呼吸器系)の成分が 23.089% のため、区分 1(呼吸器系)とした。 区分 1(肝臓)の成分が 9.146% のため、区分 2(肝臓)とした。 区分 1(呼吸器)の成分が 9.146% のため、区分 2(呼吸器)とした。 区分 1(腎臓)の成分が 9.146% のため、区分 2(腎臓)とした。 区分 1(中枢神経系)の成分が 9.146% のため、区分 2(中枢神経系)とした。 ※区分 2(呼吸器系)は 5.247% 含まれる。 区分 1(呼吸器)の成分が 13.493% のため、区分 1(呼吸器)とした。 区分 2(中枢神経系)の成分が 13.493% のため、区分 2(中枢神経系)とした。 区分 1(呼吸器系)の成分が 16.342% のため、区分 1(呼吸器系)とした。 区分 1(腎臓)の成分が 16.342% のため、区分 1(腎臓)とした。 区分 1(呼吸器系)の成分が 23.089% のため、区分 1(呼吸器系)とした。 区分 1(腎臓)の成分が 23.089% のため、区分 1(腎臓)とした。 区分 1(呼吸器)の成分が 9.146% のため、区分 2(呼吸器)とした。 区分 1(神経系)の成分が 9.146% のため、区分 2(神経系)とした。 区分 1(聴覚器)の成分が 9.146% のため、区分 2(聴覚器)とした。 ※区分 2(呼吸器系)は 5.247% 含まれる。 ※区分 2(腎臓)は 5.247% 含まれる。 ※区分 2(免疫系)は 5.247% 含まれる。
特定標的臓器毒性(反復ばく露):	動粘性率が不明のため、分類できないとした。
誤えん有害性:	

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性):	区分1×毒性乗率の成分合計が41.979%のため、区分1とした。
水生環境有害性 長期 (慢性):	区分1×毒性乗率の成分合計が32.833%のため、区分1とした。
生態毒性:	データなし。
残留性・分解性:	データなし。
生体蓄積性:	データなし。
土壤中の移動性:	データなし。
オゾン層への有害性:	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

- 産業廃棄物（廃液と廃プラスチック類の混合物）として許可を受けた専門業者に委託する。
- 乾燥し固形状になったものは、廃プラスチック類として同様に処理する。
- 容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に処分する。
- 容器、機械装置等を洗浄した排液等を、地面や排水溝へ流さないこと。

14. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。

国内規制

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。

海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。

国連分類：クラス 9

国連番号：3082

15. 適用法令

労働安全衛生法：	特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号) 変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達) 変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) エチルベンゼン(政令番号:70) キシレン(政令番号:136) 結晶質シリカ(政令番号:165 の 2) 酸化チタン(IV)(政令番号:191) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第2条第1項) 特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第2条第2項) がん原性物質(安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号) 結晶質シリカ 特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
労働安全衛生法 (令和6年4月1日施行分)：	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) エチルベンゼン(政令番号:70) キシレン(政令番号:136) 結晶質シリカ(政令番号:165 の 2) 酸化チタン(IV)(政令番号:191) (1%-10%) (営業秘密) がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号) 結晶質シリカ 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
労働安全衛生法に基づくラベル表	皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18

示・SDS交付等の義務対象物質 (令和7年4月1日施行予定分):	条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) エチルベンゼン(政令番号:247) 4, 4' - イソプロピリデンジフェノールと1 - クロロー - 2, 3 - エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)(政令番号:169)
毒物及び劇物取締法:	非該当
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法):	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) キシレン(管理番号:80) (3.2%)
化審法:	エチルベンゼン(管理番号:53) (5.9%)
消防法:	優先評価化学物質(法第2条第5項)
水質汚濁防止法:	指定可燃物 可燃性固体類
悪臭防止法:	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
大気汚染防止法:	特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
海洋汚染防止法:	有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 危険物(施行令別表第1の4)
外国為替及び外国貿易法: 特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法):	有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)
労働基準法:	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項 特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) 感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)

1.6. その他の情報

ホルムアルデヒド基準:(日本接着剤工業会) 室内空気質汚染対策のための自主管理規定

J A I A - 0 0 2 9 0 7 F ☆☆☆☆ S型

J A I A - 0 0 2 9 0 8 F ☆☆☆☆ W型

注意事項: 本データは、工業的な一般的な取り扱いに関する、安全な取り扱いについて最新の情報を集め、記載したものですが、必ずしも充分とはいえないもので取り扱いには十分な注意をして下さい。
新たな情報を入手した場合は、追加または改訂することができます。
本製品の取り扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル、作業場の表示及び安全データシート (SDS): JIS Z 7253: 2019)
- 2) 製品安全データシートの作成指針 平成18年5月 (社団法人 日本化学工業協会)
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 原材料／製品メーカ SDS

作成日：1997年10月20日
改訂日：2024年07月01日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称: ショーボンド ネオパテ(W) 硬化剤
会 社 名: ショーボンドマテリアル株式会社
住 所: 埼玉県川越市芳野台2-8-10
担当部門: 品質保証課
電話番号: 049-225-5611 F A X: 049-225-5616
緊急連絡先: 品質保証課 電話番号: 049-225-5611
整理番号: ネオパテ(W)硬化剤 -16

推奨用途及び使用上の制限: 工業用、所定の用途以外には使用しないこと

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性:	可燃性固体	分類できない
健康に対する有害性:	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分4
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	皮膚腐食性／刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷／眼刺激性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分1A
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸器系) 区分2(腎臓 呼吸器 中枢神経系 肝臓)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(呼吸器系 腎臓) 区分2(呼吸器 神経系 中枢神経 系 聴覚器)
環境に対する有害性:	水生環境有害性 短期(急性)	区分2
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分2

※記載なきGHS分類区分: 区分に該当しない／分類できない

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

H302+H312+H332 飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合や吸入した
場合は有害
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H350 発がんのおそれ

1 3. 廃棄上の注意

産業廃棄物（廃液と廃プラスチック類の混合物）として許可を受けた専門業者に委託する。
乾燥し固形状になったものは、廃プラスチック類として同様に処理する。
容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に処分する。
容器、機械装置等を洗浄した排液等を、地面や排水溝へ流さないこと。

1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。

国内規制

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。

海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。

国連分類：クラス 8

国連番号：3 2 6 7

1 5. 適用法令

労働安全衛生法：

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)
変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
エチルベンゼン(政令番号:70)
キシレン(政令番号:136)
ベンジルアルコール(政令番号:530 の 2)
結晶質シリカ(政令番号:165 の 2)
特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)
特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第2条第1項)
特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第2条第2項)
がん原性物質(安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)
結晶質シリカ
特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

労働安全衛生法

(令和6年4月1日施行分)：

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)
エチルベンゼン(政令番号:70)
キシレン(政令番号:136)
ベンジルアルコール(政令番号:530 の 4)
結晶質シリカ(政令番号:165 の 2)
がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)
結晶質シリカ
皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場の表示及び安全データシート（SDS）：JIS Z 7253：2019）
- 2) 製品安全データシートの作成指針 平成18年5月（社団法人 日本化学工業協会）
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 原材料／製品メーカ SDS